

経済要録

国内

◆平成8年度税制改正の要綱について

政府は、1月12日、平成8年度税制改正の要綱を閣議決定した。同要綱の主な内容は以下のとおり。

1. 平成8年分所得税の特別減税の実施

8年分所得税について、7年に引き続き、定率（所得税額の15%、上限5万円）による特別減税を実施。

2. 土地税制

- (1) 地価税の税率を、当分の間、0.15%（現行0.3%）に引き下げ。また、資本金等が1億円を超える法人に係る地価税の定額控除額を引き下げ。
- (2) 土地等の譲渡益課税に対する税率等の改正
 - ①個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する課税税率を引き下げ。
 - ②法人の土地譲渡益に係る特別課税制度の税率を引き下げ。
- (3) 登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の40%とする負担軽減措置を8年度においても継続。

3. 証券税制

平成8年4月1日から平成10年3月31日ま

での間において、以下の特例措置を講ずる。

- (1) 有価証券取引税について、株券等の譲渡に係る第2種の税率を0.21%（現行0.3%）に引き下げ。
- (2) 株式譲渡益課税について、みなし譲渡利益率を100分の5.25（現行100分の5）に引き上げ。
- (3) コマーシャルペーパーについて、印紙税の軽減措置の適用対象を拡大。有価証券取引税の非課税措置の要件を緩和。

4. 課税の適正化等

- (1) 公益法人等に対する課税の適正化措置として、寄附金の損金算入限度額引き下げ等を実施。
- (2) 相続税について、相続開始前3年以内に取得した土地等に係る取得価額課税の特例を廃止。
- (3) 消費税に係る課税の適正化措置として、簡易課税制度のみなし仕入率および限界控除制度について一部見直し。
- (4) 発泡酒に係る酒税の税率を引き上げ。

5. 租税特別措置の改正等

ストック・オプションに係る課税の繰り延べ、リサイクル推進基盤強化税制の創設等10項目の特別措置を新設する一方、12項目を廃止。

◆貸出限度額（クレジットライン）制度の廃止について

日本銀行は、1月12日、貸出限度額（クレジットライン）制度の廃止について発表した。その内容は以下のとおり。

日本銀行では、都市銀行9行を対象とした貸出限度額（クレジットライン）制度を実施してきたが、1月16日以降、これを廃止することとした。

本制度は、昭和37年に、市中金融機関の日銀貸出への過度の依存を抑制するために、導入されたものである。しかしながら、近年、日本銀行では、日銀貸出以外のオペレーション手段の多様化を進め、また、その機動性を高める工夫を重ねてきた。この結果、金融調節面では、原則として貸出に依存しない資金供給・吸収を行っていくことが可能となっており、通常の場合、市中金融機関にとっての日銀貸出に対する必要性は、著しく低下している。日本銀行は、今後ともこうしたオペレーション中心の金融調節を続けていく方針であり、従って、この際、貸出限度額制度について、廃止することが適当と判断したものである。

◆みどり銀行に対する劣後特約付貸付の実施について

日本銀行は、1月26日、みどり銀行に対する劣後特約付貸付の実施について発表した。その内容は以下のとおり。

日本銀行は、日本銀行法第25条に基づき、みどり銀行（1月29日に兵庫銀行の営業の全部を

譲受け、同日より営業を開始する予定）に対し、下記のとおり劣後特約付貸付を実施することとした。

本措置は、昨年8月30日に発表した兵庫銀行問題の処理に関する基本方針に基づき、みどり銀行の資本的基盤に対して必要な信用補完を行うため実施することとしたものである。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 実施日 | 1月29日 |
| 2. 貸付金額 | 1,100億円 |
| 3. 貸付期間 | 平成18年までの10年間（ただし、平成14年以降毎年均等返済） |
| 4. 貸付利子歩合 | 基準貸付利子歩合のうち「国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形」以外のものを担保とする場合の貸付利子歩合 |

◆住専処理方策の具体化について

政府は、1月30日、「住専処理方策の具体化について」を閣議了解した。その内容は以下のとおり。

住専問題の処理については、平成7年12月19日の閣議決定にのっとり、更に下記の方針によりその処理方策を具体化するものとする。

記

1. 現下の喫緊の課題である住専問題の早期解決を図るため、住専7社は整理されることとなり、さらに、新たに設立される住専

処理機構が住専7社から債権等を買取り、強力的に回収を行いながら処分していくこととされている。

2. その際、機構は、住専7社の債権等を買取り取るための資金を調達することが必要となる。このため、母体、一般、系統金融機関が機構に対し所要資金を融資することが求められている。

3. 本問題の処理に当たっては、債権回収と責任追及に最大限の努力を払う必要がある。まず、預金保険機構と住専処理機構が一体となって強力な体制をもったものにすべきである。政府と両機構は、法律上認められるあらゆる回収手段を迅速かつ的確に展開して、住専から引き継いだ資産にかかわる損失を生じさせないよう全力を挙げる。

(1) 回収が順調に進み益金が生じた場合は、その成果を還元する。

(2) 万一、損失が生じた場合には、上述の閣議決定の趣旨に従って、政府・

民間の共同の責任で処理することとし、政府の負担は2分の1とする。

(3) 民間金融機関の負担については、預金保険機構内に新たに設置される基金(約1兆円を目途)の運用益の活用、同機構による保証等により対応する。

4. 上述の閣議決定及び今回の閣議了解によって、金融秩序維持安定のための住専処理方策が具体化されることになる。今後、国民の最大の関心事である種々の責任を明確にするため、全力を挙げて取り組むこととする。

◆日本銀行政策委員会月報の見直しについて

日本銀行政策委員会では、政策決定の考え方、背景等につき、従来以上に詳しくかつ分かりやすく公表することを目的に政策委員会月報の見直しを行い、1996年1月号より改訂した。

◆現行金利一覧 (8年2月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ^() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利子歩合	0.5	7.9.8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14 (2.0)
長期プライムレート	3.0	8.2.15 (2.8)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.15	7.10.16 (3.25)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.15	7.10.16 (3.25)
・住宅金融公庫	3.10	7.11.13 (3.15)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.05	7.10.16 (3.15)
(期間5年~7年)	3.10	7.10.16 (3.20)
(期間7年以上)	3.15	7.10.16 (3.25)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (8年2月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<2月債> <u>3.110</u>	<1月債> 3.098
	表面利率(%)	3.1	3.1
	発行価格(円)	<u>99.92</u>	100.01
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<1月債> 2.473	<11月債> 2.473
	同税引後(%)	2.0	2.0
	発行価格(円)	88.50	88.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	<9月13日発行分~> 0.374	<7月31日発行分~> 0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
	発行価格(円)	99.9384	99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<2月債> <u>3.165</u>	<1月債> 3.132
	表面利率(%)	3.1	3.1
	発行価格(円)	<u>99.50</u>	99.75
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<2月債> <u>3.179</u>	<1月債> 3.146
	表面利率(%)	3.1	3.1
	発行価格(円)	<u>99.40</u>	99.65
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	<2月債> <u>1.400</u>	<1月債> 1.300
	表面利率(%)	<u>1.4</u>	1.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<2月債> <u>2.100</u>	<1月債> 1.900
	表面利率(%)	<u>2.1</u>	1.9
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<2月後半債> 0.502	<2月前半債> 0.502
	同税引後(%)	0.411	0.411
	割引率(%)	0.49	0.49
	発行価格(円)	99.50	99.50

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦準備制度理事会、公定歩合を引き下げ

米国連邦準備制度理事会は1月31日、公定歩合の引き下げを決定(5.25%→5.00%)、即日実施した(今回の変更は、1995年2月1日の引き上げ<4.75%→5.25%>以来、引き下げは1992年7月2日<3.5%→3.0%>以来)。

また、同理事会は、公定歩合引き下げがフェデラル・ファンド市場に完全に反映されることで合意した。これはフェデラル・ファンド・レートの0.25%低下(5.50%→5.25%)を意味するものである。

今回の政策変更の理由としては、最近の景気拡大テンポの鈍化に伴う潜在的なインフレ圧力の後退が挙げられている。

なお、今回の公定歩合引き下げは、同理事会がニューヨーク、フィラデルフィア、クリーブランド、アトランタ、ミネアポリス、ダラスの各地区連銀から提出された要請を承認したもの。

◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、1995年12月19日開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会は2月2日、1995年12月19日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

(結論)

(1) 全会一致で金融政策スタンスを若干緩和することを決定。

(2) 次回開催日までの期間の政策スタンス変更の余地については、中立のディレクティブを採択。

(政策変更の背景)

(1) インフレおよびインフレ期待の落ち着きから、実質短期金利はやや引き締め気味(somewhat restrictive)になっている。

(2) 景気が累積的に悪化する兆候はみられないが、ダウンサイド・リスクは増大している。財政政策が制約的な方向に働くとみられる中にあるのは、景気拡大テンポが潜在成長率以下に落ち込むリスクを回避するために、若干の(modest)金融緩和を行うことが望ましい。

(3) 景気の減速や賃金上昇の落ち着き等から、インフレ・リスクはほとんどないと思われる。

◆クリントン大統領、予算教書を議会に提出

クリントン大統領は、2月5日、議会に対し1997年度(1996年10月~1997年9月)予算教書を提出した。米国では、昨年来、大統領と議会が中期的な財政均衡化計画を巡る審議を続けているため、今次予算教書では財政収支見通しの概要が示されるにとどまり、細目は3月中旬に改めて発表されることとなった。

今回発表された財政収支見通し(CBO<議会予算局>の経済見通し使用^(注1))は、7年間で990億ドルの減税を盛り込む一方で、メディ

ケア、メディケイド、社会福祉関連支出等の義務的経費を中心とした歳出削減を提示している。その結果、財政改革を実施しないときのベースライン・シナリオと比べ、7年間累積で5,960億ドルの赤字を削減、2002年度における財政均衡化を目指している(注2)。また、財政収支均衡に至るまでの推移をみると、当初3～4年間は緩やかな赤字削減を計画しており(1997年度には

1996年度比赤字幅がむしろ拡大する姿を想定)、後年度になるに従って大幅な赤字削減が進むパスを想定している(下表参照)。

(注1) なお、今回の予算教書では、OMB(行政管理予算局)の経済見通しを使用した財政収支見通しも併せて発表しており、これによると2001年度に財政均衡化が実現する姿となっている。

(注2) これに対して議会は、より大幅な減税と歳出削減によって同じく2002年度に財政均衡化を目指すプランを提案している。

(表1) 財政赤字見通しの概要

(a) CBOの経済見通しを使用した場合

(単位 億ドル)

	1995年度 実績	96年度 見通し	97年度	98年度	99年度	2000年度	1年度	2年度
ベースライン(注)	1,638	1,728	1,807	1,799	1,922	1,999	2,043	2,211
予算教書見通し	1,638	1,544	1,606	1,450	1,255	1,081	654	△ 37

(b) OMBの経済見通しを使用した場合

(単位 億ドル)

	1995年度 実績	96年度 見通し	97年度	98年度	99年度	2000年度	1年度	2年度
ベースライン(注)	1,638	1,838	1,881	1,760	1,722	1,656	1,502	1,459
予算教書見通し	1,638	1,637	1,688	1,375	1,026	675	△ 15	△ 903

(注) 政策を行わなかった場合の財政赤字見通し。

(表2) 経済見通しの概要

(単位 %、()内はMid-Session見通し、< >内はCBO12月見通し)

	1995年	96年	97年	98年	99年	2000年	1年	2年
名目GDP成長率	4.2 (4.7) <4.3>	5.1 (5.5) <5.0>	→	→	→	→	→	→
実質GDP成長率 (連鎖ウェイト方式)	2.5 (n.a.) <2.5>	2.2 <2.2>	→	2.3 <2.3>	→	→	→	→
CPI伸び率	2.7 (3.2) <2.9>	3.1 <3.2>	2.9 <2.9>	2.8 <2.8>	→	(3.1) <3.9>	→	→
失業率	5.6 (5.8) <5.6>	5.7 (5.9) <5.9>	(5.8) <6.0>	→	→	→	→	→
TB3か月利回り	5.5 (5.7) <5.5>	4.9 (5.4) <5.3>	4.5 (5.2) <5.0>	4.3 (5.0) <4.7>	4.2 (4.8) <4.2>	4.0 (4.6) <3.9>	→	(4.4) <4.4>
国債10年利回り	6.6 (6.6) <6.6>	5.6 (6.5) <5.8>	5.3 (6.6) <5.6>	5.0 (6.4) <5.5>	→	(6.2) (6.0) (5.8)	(5.8)	(5.6)

(注) 名目・実質GDP成長率、CPI伸び率は前年第4四半期対比。

◆ドイツ政府、1996年年次経済報告および「投資と雇用のためのアクションプログラム」を公表

ドイツ政府は、1月30日、1996年年次経済報告および「投資と雇用のためのアクションプログラム」を閣議決定し、公表した。

(1) 1996年年次経済報告

同報告では、1996年のドイツの実質GDP成長率が約+1.5%と1995年(+1.9%)を下回ると予測している。さらに、「1996年の財政赤字の対GDP比率は3.5%と1995年(3.6%)に続きマーストリヒト条約の基準を達成できず、財政支出全分野における抑制と社会保障制度を維持するための改革が必要」との見解を示している。

政府経済見通し

(単位 前年比 %)

	1995年 (速報)	96年 (見通し)
実質GDP	1.9	約1.5
個人消費	1.3	約2.0
政府消費	2.0	1.5~2.5
設備投資	1.5	2.0~3.0
建設投資	1.9	△1.5~2.0
輸出等	3.7	3.5~4.5
輸入等	3.1	3.0~4.0
名目可処分所得	3.3	約4.0
消費デフレーター	2.0	2.0

(2) 投資と雇用のためのアクションプログラム

ドイツ政府は、経済活動におけるフレキシビリティやモビリティを一段と向上させ、経済成長および雇用情勢の改善に向けて、以下の内容のアクションプログラムを併せて公表した。

1. 企業家の自立とイノベーション支援のための措置
 - ・企業の創業に対して、期限付きで所得税、法人税、営業税を免除すること等を検討する。
 - ・企業創業者および中小企業が、資本市場において資金調達が容易になるように、法律、税制等の環境を整備する。
2. 経済成長および雇用創出につながる財政・税制措置
 - ・歳出抑制等により、政府支出の対GDP比率(1995年、51%)を、2000年までにドイツ再統一前の水準(46%)まで引き下げる。
 - ・以下の税制改革を実施。
 - <第1段階>1997年1月、営業資本税廃止、営業収益税軽減、財産税廃止等
 - <第2段階>1997年7月、連帯割増税引き下げ(現行7.5%→改正後5.5%)
 - <第3段階>1998年以降、その他税率の引き下げ等
3. 賃金以外の労働コストとなっている社会保障関係の公課負担軽減
 - ・社会保障関係公課の対GDP比率(1996年見通し、41%)を、2000年までに40%未満に引き下げる。
4. 各種雇用機会創出(期限付き雇用契約の締結条件の緩和、雇用促進法改革等)
5. 産業構造転換の促進(石炭補助金制度の見直し等)
6. 市場原理の導入による雇用促進(テレコム民営化等)
7. 労働力の質向上のための助成措置

8. 建設、環境保護関連、交通インフラの投資促進

9. 公共部門の近代化

◆フランス政府、景気刺激策を発表

フランス政府は、1月30日、最近の景気減速に鑑み、以下の景気刺激策(注)を発表した。

- ①貯蓄金融公庫および相互銀行のみが提供できる非課税預金、A通帳預金(Livret A)の金利引き下げ(4.5→3.5%)。
- ②低所得者向け優遇預金の対象者拡大および若年層向け優遇預金の創設。
- ③消費目的の借り入れへの免税措置。
- ④住宅投資への優遇措置。
- ⑤設備投資に係る償却率の引き上げ。

(注) フランス政府は昨年11月より既に、住宅購入および耐久消費財購入目的の定期預金の解約金免除、投資信託の運用益課税免除等の一連の景気刺激策を発表しており、今回の措置はその一環として発表されたもの。

◆欧州各国の中央銀行、政策金利を引き下げ

欧州各国の中央銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた(()内は実施日)。

- ・フランス銀行 (2月1日)(2月8日)
市場介入金利 4.20 → 4.05 → 3.90%
- ・ベルギー国立銀行 (1月31日)(2月2日)
中心金利 3.55 → 3.40 → 3.30%
限度内貸出金利 4.80 → 4.65 → 4.55%

◆ロシア中央銀行、公定歩合を引き下げ

ロシア中央銀行は、2月9日、公定歩合を160%→120%に引き下げることを選定した(翌日実施)。

◆韓国政府(財政経済院)、外国企業のソウル証券取引所への上場認可を発表

韓国政府(財政経済院)は、12月27日、1996年中のOECD加盟に向けての自由化措置の一環として「外国企業の国内株式発行および上場許容案」を策定、本年5月1日より外国企業のソウル証券取引所への上場を認可すると発表した。

同案によると、ソウル証券取引所への上場認可の対象となるのは以下の条件を満たす企業。

- ①国内または海外格付け機関からトリプルB以上の評価を受けていること。
- ②会社設立後5年以上経過していること。
- ③自己資本500億ウォン(約70億円)以上。
- ④直近3年間の事業年度の純利益が50億ウォン(約7億円)以上。

◆香港、預貸金金利を引き下げ

香港金融庁は、2月2日、米国の公定歩合引き下げ(1月31日、引き下げ幅0.25%)を受けて、流動性ファシリティー(LAF)金利を0.25%引き下げた(オファー:6.25%→6.0%、ビッド:4.25%→4.0%)。これに伴い、同日、香港銀行協会は預貸金金利を0.25%引き下げることを選定し、主力銀行(香港上海銀行、ハン

セン銀行等)は、5日、プライムレートの0.25%の引き下げを実施した(8.75%→8.5%)。なお、流動性ファシリティー金利の変更は1995年2月以来約1年ぶり、プライムレートの引き下げは昨年12月22日以来約1か月半ぶり。

◆マレーシア中央銀行、預金準備率引き上げを決定

マレーシア中央銀行は、1月27日、2月1日より預金準備率を現行の11.5%から12%へ引き上げることを決定。今回の引き上げについて、同中央銀行は「貸出とマネーサプライの増加を抑制することによって、インフレ圧力の顕現化を未然に防ぐための措置」と説明。なお、預金準備率の引き上げは、1994年7月以来約1年半ぶり。

◆中国、全国金融工作会議を開催

中国では、全国金融工作会議が1月14日、開催(会期5日間)された。戴相龍人民銀行行長が1996年の金融政策等に関して行った報告の概要は以下のとおり。

- ①インフレを抑制するために、今年も適度な引き締めを堅持する。
- ②金融機関に対する監督を強化する。
- ③金融制度改革を推進するとともに、市場メカニズムに基づいた金利決定方式を浸透させる。
- ④金融の対外開放を一段と推進する。
- ⑤銀行の内部管理を強化し、銀行の資産の健全性の向上等に努める。